

## おもな内容

- ▶ ご挨拶
- ▶ 日本学校保健会事業計画
- ▶ 春の収穫者
- ▶ 昭和48年度役員名簿
- ▶ 昭和47年度学校保健調査統計速報
- ▶ 学校保健法施行規則の一部改正
- ▶ 本会ニュース

The School Health (No.97)

# 学校保健

財団法人 日本学校保健会会報

昭和48年6月1日発行

(隔月発行)  
 発行 日本学校保健会  
 可見 重一  
 東京都港区芝西久保明舟町20第18森ビル2号館8階  
 電話 (501) 3785  
 振替口座東京 98761  
 領価 1部50円(送料共)

## ご挨拶

財団法人 日本学校保健会

会長・理事長 東俊郎

去る5月15日の新理事会におきまして、不肖私が会長に再任されることになり、その上さらに学校保健会の体質改善を具体的に、早急に実現するために、一応理事長を兼任するよう決定されました。私といたしましては、現在順天堂大学教授・理事として、大学の運営、診療業務に忙殺されていますので、この重大な仕事をお引受けすることは、その任ではないと考えましたが昨年12月に出されました保健体育審議会の答申の線にそって、いち早く学校保健センターの開設が実現されるという重大な時期に、答申の責任者としての私が、万難を排してその任にあたることこそ当然なすべきことであると考え、微力をも顧みずお引受けいたすことを決心致しました次第です。

学校保健センターの運営等につきましては、企画運営委員会を軸といたしまして、資料委員会、健康度評価委員会、健康調査委員会、学校環境衛生委員会、健康相談委員会の特別委員会（答申に指適されている問題点を整理してみたうえで作られた専門委員会）を設け、各専門領域において、抜本的な対策がうちたてられつつあります。いずれ会報その他の方法によって、各都道府県及び指定都市学校保健を通して皆様方に洩れたりませんが、これをもちまして新任の御挨拶にかえさせていただきます。

れなく報告されることと存じます。

新らしく生れかわろうとしている学校保健会は、この学校保健センターの活動を通して日本学校保健会と都道府県及び指定都市学校保健会との間の意思の疎通、情報、資料の提供をはかると共に、学校保健会を構成している各職域専門分野の縦横の連絡と協力態勢を密にすることに効果的に全力を注し得るようなものになってもらいたいと念じております。このために、本会といたしましては、学校保健事業に興味と熱意をもっておられる方を広く求め、こゝに学校保健会機構改革検討委員会を設けまして、9月末をめどに、作業をはじめていただいております。

今日まで各地から、色々有益な御意見、御要望をいたしております。私は出来得る限り視野を広く、そして現実を深く見極めまして、この難局を乗り切りたいと念願いたしております次第ですので、どうぞ皆様方の御鞭撻と御協力の程をお願い申す次第でございます。

甚だいたりませんが、これをもちまして新任の御挨拶にかえさせていただきます。



### ●待望の百年史いよいよ発売です

## 学校保健百年史

A5・800頁 上製本函入  
編集執筆陣・各領域専門家48名

定価 1,800円 (送費170円)

(なお、日本学校保健会に注文の場合の特価については次号でお知らせします。)

前号(No.94)にて近刊予告いたしました「学校保健百年史」がこのほど発刊されました。本書は文部省の委託を受けて本会が昭和45年度以降3ヵ年計画をもって編集してまいったものです。明治五年の学制発布以来、百年にわたるわが国の、学校保健制度の発展の歴史を綴ったもので、直接学校保健の管理指導にあたられる方々はもちろん、一般教諭の方々、また学校保健研究にたずさわる皆様にはぜひ座右に一冊備えられたい貴重な資料です。

昭 和 48 年

# 日本学校保健会事業計画

## 1、学校保健の普及指導に関する事業

- (1) 学校保健に関する内外の文献資料の目録の作成および文献資料の収集ならびに抄録の作成を行なう。この事業に関し資料委員会を設ける。
- (2) 学校保健に関する現状、課題および最近における調査研究等を集録した白書を発行する。
- (3) 学校保健に関する広報誌として「学校保健」を発行する。
- (4) 全国学校保健研究大会、ブロック別学校保健大会、職域別研修会等を共催する。
- (5) 学校保健功労者（文部大臣表彰を受けた学校、個人ならびに褒章を受けた者）に対し記念品を贈呈する。

## 2、学校保健に関する調査研究に関する事業

- (1) 健康度測定事業の始めとして、健康度評価方法委員会を設け、児童生徒の積極的な健康度（体力運動能力を含む。）の評価方法について研究を行なう。
- (2) 児童生徒の体格、体力、栄養、疾病異常の状況等児童生徒の総合的な健康に関する情報の収集、整理、分析および児童の発達段階について特に注目すべき疾病異常その他心身の健康上の問題の動向、特異性などに関する調査、研究に関し、次の方により情報の収集、整理、分析、調査、研究を行なう。
 

ア、東京都内または近県の小学校2校、中学校2校（児童生徒特別健康診断、児童生徒健康増進事業を実施する学校とする。）を研究協力校とする。

なおその際当該研究協力校には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭等を含む児童生徒健康調査委員会を設けることを依頼する。

イ、本会に当該研究協力校の代表者を含む児童生徒健康調査委員会を設ける。

- (3) 学校環境衛生および地域社会の環境と児童生徒の健康および学習能率との関連の調査を研究の始めとして、東京都内または近県の小学校2校、中学校2校を研究協力校として具体的な調査研究を行なう。

なお、その際当該研究協力校には、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭等を含む学校環境衛生委員会を設けることを依頼する。また、本会に当該研究協力校の代表者を含む学校環境衛生委員会を設ける。

- (4) 以上の調査研究の結果を報告書にまとめる。

## 3、児童生徒の健康相談に関する事業

- (1) 児童生徒の疾病異常のうち、肥満、およびぜん息などの呼吸器疾患について、次の方法により健康相談を行ない、あわせてう歯対策を含めて肥満、ぜん息などの呼吸器疾患、う歯、口腔衛生についての学校保健管理推進のモデルとする。
 

ア、上記2の(2)と同一校を研究協力校とする。

イ、当該研究協力校に在学する肥満児、ぜん息などの呼吸器疾患児の精密検査を適当な病院等に委嘱して実施する。

ウ、前記の精密検査を行なった児童生徒につき、健康相談室において健康相談を行なう。

エ、本会に当該研究協力校の学校医または学校歯科医等を含む健康相談委員会（肥満児委員会、呼吸器疾患児委員会、歯、口腔疾患児についての学校保健管理について専門的指導助言を行ない、具体的対策を講ずるとともに、その結果について調査研究する。
- (2) 以上の調査研究の結果および当該研究協力校における研究結果を報告書にまとめる。

## 4、企画運営委員会の設置、運営

以上の業務の事業計画および運営について専門的見地から企画および連絡調整するための企画運営委員会を置く。

**1度に  
4種類の尿検査ができる！**

尿のpH・糖・蛋白・潜血に対する  
“Dip and Read”方式試験紙

**ヘマコンビスティック®**

販売元  
三共株式会社

製造元エムズ事業部  
マイレス・三共株式会社

**頭痛・歯痛  
生理痛に  
セデス錠  
シオノギ製薬**



昭和47年度

## 学校保健調査統計速報

文部省調査統計課資料

幼稚園・小学校・中学校・高等学校における幼児・  
児童・生徒の発育状況と、疾病異常についての調査統

計です。自校の健康診断統計と比較検討されて健康づ  
くりにご活用ください。

性別・年齢別にみた身長・体重・胸囲・座高の平均

区分	身長			体重			胸囲			座高			
	47年度	5年平均	差	47年度	5年平均	差	47年度	5年平均	差	47年度	5年平均	差	
男	幼稚園	5歳	cm	cm	cm	kg	kg	cm	cm	cm	cm	cm	
		109.5	109.4	0.1	18.5	18.4	0.1	56.0	55.8	0.2	62.0	62.0	
	小	6	115.2	114.3	0.9	20.4	20.0	0.4	57.4	57.1	0.3	64.6	64.3
	学	7	120.5	119.8	0.7	22.8	22.2	0.6	59.5	59.0	0.5	67.2	66.9
	校	8	125.9	125.1	0.8	25.3	24.8	0.5	61.6	61.2	0.4	69.5	69.2
		9	130.9	130.1	0.8	28.0	27.4	0.6	63.8	63.4	0.4	71.7	71.5
		10	135.8	134.8	0.9	31.3	30.3	1.0	66.2	65.7	0.5	73.8	73.5
		11	141.1	140.1	1.0	34.7	33.6	1.1	68.8	68.0	0.8	76.1	75.7
	中	12	147.8	146.6	1.2	39.5	38.2	1.3	71.5	70.9	0.6	79.3	78.8
	学	13	154.9	153.6	1.3	44.9	43.5	1.4	75.2	74.6	0.6	82.8	82.3
女	高等	14	161.2	160.1	1.1	50.4	49.2	1.2	79.3	78.7	0.6	86.1	85.7
	学校	15	165.5	164.5	1.0	55.0	53.9	1.1	82.3	81.8	0.5	88.6	88.4
		16	167.4	166.6	0.8	57.5	56.6	0.9	84.4	84.2	0.2	89.6	89.6
		17	168.3	167.6	0.7	59.1	58.3	0.8	86.1	85.7	0.4	90.1	90.1
	幼稚園	5歳	108.7	108.3	0.4	18.1	18.0	0.1	54.6	54.4	0.2	61.4	61.4
	小	6	114.3	113.3	1.0	20.1	19.5	0.6	56.0	55.6	0.4	64.2	63.8
	学	7	119.7	118.9	0.8	22.2	21.7	0.5	57.9	57.4	0.5	66.7	66.4
女	校	8	125.2	124.2	1.0	24.9	24.3	0.6	60.1	59.6	0.5	69.2	68.9
		9	130.6	129.7	0.9	27.9	27.1	0.8	62.6	61.9	0.7	71.6	71.4
		10	133.8	135.7	1.1	31.7	30.7	1.0	65.7	64.8	0.9	74.4	74.2
		11	143.2	142.3	0.9	33.3	35.2	1.1	69.5	68.6	0.9	77.6	77.4
	中	12	149.0	147.9	1.1	41.5	40.2	1.3	73.7	72.7	1.0	81.0	80.7
	学	13	152.6	151.7	0.9	45.7	44.6	1.1	76.9	76.1	0.8	83.1	82.9
	校	14	154.5	153.7	0.8	48.8	47.9	0.9	79.1	78.5	0.6	84.3	84.1
高等	学校	15	155.3	154.9	0.4	50.8	50.1	0.7	80.6	80.2	0.4	84.7	84.8
		16	155.6	155.3	0.3	51.9	51.4	0.5	81.4	81.1	0.3	85.0	85.0
		17	155.8	155.5	0.3	52.3	51.9	0.4	81.8	81.7	0.1	85.0	85.0
												0.	

(注) 5年平均とは昭和42年度から昭和46年度までの体位を平均したものである。

## 学校種別にみた主な疾病異常

学校種別 順位	幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1	むし歯 93.51%	むし歯 94.13%	むし歯 92.62%	むし歯 93.72%	むし歯 91.48%	むし歯 94.56%	むし歯 91.55%	むし歯 94.55%
2	へんとうせん肥 11.49%	へんとうせん肥 9.39%	近視 9.90%	近視 12.79%	近視 18.54%	近視 24.66%	近視 36.98%	近視 40.26%
3	近視 4.79%	近視 5.32%	へんとうせん肥 8.65%	へんとうせん肥 8.07%	へんとうせん肥 5.00%	へんとうせん肥 4.88%	色神異常 4.36%	その他の歯疾 3.07%
4	その他の鼻・いん頭疾患 4.28%	その他の鼻・いん頭疾患 3.21%	その他の鼻・いん頭疾患 6.69%	その他の鼻・いん頭疾患 4.66%	その他の鼻・いん頭疾患 4.68%	その他の鼻・いん頭疾患 3.53%	その他の鼻・いん頭疾患 4.24%	その他の鼻・いん頭疾患 2.80%
5	結膜炎 2.57%	結膜炎 2.85%	色神異常 3.10%	結膜炎 3.74%	色神異常 4.12%	結膜炎 3.01%	結膜炎 2.93%	へんとうせん肥 2.73%
6	せき柱・胸郭異常 1.17%	その他の歯疾 0.99%	結膜炎 3.10%	その他の歯疾 2.71%	結膜炎 3.10%	その他の歯疾 2.54%	へんとうせん肥 2.61%	結膜炎 2.22%
7	その他の歯疾 1.03%	その他の耳疾 0.88%	その他の歯疾 2.84%	その他の耳疾 1.64%	その他の歯疾 2.93%	蓄のう症 1.26%	その他の歯疾 2.49%	蓄のう症 1.42%
8	その他の耳疾 0.97%	その他の眼疾 0.81%	その他の耳疾 1.79%	その他の眼疾 1.16%	蓄のう症 1.57%	その他の眼疾 0.96%	蓄のう症 1.60%	その他の屈折異常 0.98%
9	その他の眼疾 0.81%	その他の屈折異常 0.62%	蓄のう症 1.37%	蓄のう症 0.98%	その他の耳疾 1.09%	その他の屈折異常 0.94%	その他の眼疾 0.89%	弱視 0.83%
10	その他の疾病異常 0.79%	せき柱・胸郭異常 0.53%	その他の眼疾 1.12%	その他の屈折異常 0.78%	その他の眼疾 1.03%	その他の耳疾 0.77%	その他の屈折異常 0.83%	その他の疾病異常 0.81%

## 疾病異常被患率(対前年度)

疾病異常	減		少		区分	増		加		
	男		女			男		女		
	昭46→昭47 (%)	疾病異常	昭46→昭47 (%)	疾病異常		昭46→昭47 (%)	疾病異常	昭46→昭47 (%)	昭46→昭47 (%)	
その他の鼻・いん頭疾患	8.23→6.69 (1.54)	その他の鼻・いん頭疾患	5.65→4.69 (0.96)	小学校	近視	9.20→9.90 (0.73)	近視	11.90→12.79 (0.89)		
むし歯	93.58→92.62 (0.96)	結膜炎	4.43→3.74 (0.96)		その他の歯疾	2.16→2.84 (0.68)	その他の歯疾	2.18→2.71 (0.53)		
結膜炎	3.49→3.10 (0.32)	むし歯	94.26→93.72 (0.54)		寄生虫病	0.07→0.35 (0.28)	寄生虫病	0.08→0.32 (0.24)		
結膜炎	3.71→3.10 (0.61)	結膜炎	3.26→3.01 (0.25)	中学校	むし歯	89.01→91.48 (2.47)	むし歯	92.69→94.56 (1.87)		
伝染性の皮膚疾患	1.16→0.70 (0.46)	弱視	0.89→0.61 (0.25)		その他の鼻・いん頭疾患	3.90→4.68 (0.78)	その他の鼻・いん頭疾患	3.07→3.53 (0.46)		
その他の疾病異常	0.74→0.47 (0.27)				精神薄弱	0.48→0.69 (0.21)				
結膜炎	3.64→2.93 (0.71)	その他の眼疾	0.98→0.73 (0.25)	高等学校	むし歯	89.39→91.55 (2.16)	近視	38.81→40.26 (1.45)		
その他の鼻・いん頭疾患	4.83→4.24 (0.59)	結膜炎	2.44→2.22 (0.22)		近視	35.78→36.98 (1.20)	その他の歯疾	2.55→3.07 (0.52)		
その他の歯疾	3.09→2.49 (0.57)	その他の耳疾	0.79→0.58 (0.21)				蓄のう症	1.08→1.42 (0.34)		

# 学校保健法施行規則の一部改正

## 省令要綱・政令要綱

### 学校保健法施行規則の一部を

### 改正する省令要綱

- 一 就学時の健康診断の項目中「栄養状態」、「視力」、「眼の疾病及び異常の有無」、「耳疾の有無」、「鼻及び咽頭の疾患の有無」及び口腔の疾病及び異常の有無等についての検査の方法及び技術的基準を改めること。（第一条関係）
- 二 児童、生徒等の健康診断の時期を、毎学年、六月30日までに行なうものとすること。（第三条関係）
- 三 児童、生徒等の健康診断の項目に、「心臓の疾病及び異常の有無」、「尿」等を追加するとともに「色覚及び聴力」並びに「尿」の検査は特定学年においてのみ実施し、また「寄生虫の有無」の検査は中学校、高等学校及び高等専門学校においては省略できることとする。（第四条関係）
- 四 児童、生徒等の健康診断の項目に、「心臓の疾病及び異常の有無」、「尿」等を追加することに伴い、これらの検査の方法及び技術的基準を定めるとともに、その実施の手順を合理化すること。（第五条関係）
- 五 児童、生徒等の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、保健調査を行なうものとすること。  
(第八条の二関係)
- 六 職員の健康診断の項目に「尿」及び「胃の疾病及び異常の有無」を追加するとともに、「血圧」の検査の対象者の範囲を拡大すること。（第十条関係）
- 七 職員の健康診断の項目に、「尿」及び「胃の疾病及び異常の有無」を追加することに伴い、その方法及び技術的基準を定めること。（第十一条関係）
- 八 その他様式の改正等所要の規定を整備すること。  
(第十六条、第十九条、附則第二項、第一号様式、第二号様式、第三号様式及び第四号様式関係)
- 九 この省令は公布の日から施行し、昭和四十八年四

月一日に始まる学年の健康診断については、なお従前の例によるものとすること。

### ○文部省令第十二号

学校保健法（昭和33年法律第五十六号）第十条及び第十四条並びに学校保健法施行令（昭和33年政令第百七十四号）第四条第一項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和48年5月17日

文部大臣 奥野 誠亮

### 学校保健法施行規則の一部を 改正する省令

学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第一号第一号及び第二号を削り、同条第三号中「栄養状態が不良」を「栄養不良又は肥満傾向」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第六号中「万国式試視力表」を「国際標準に準拠した視力表」に改め、「明らかにする」の下に「とともに、視力障害の原因となる眼の疾病にも注意する」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第七号を削り、第八号を第五号とし、同条第九号中「眼疾の有無」を「眼の疾病及び異常の有無」に、「トラホーム」を「流行性角結膜炎、トラコーマ」に改め、「伝染性眼疾」の下に「及び眼位の異常等」を加え、同号を同条第六号とし、同条第十号中「特に」の下に「耳垢栓塞及び」を加え、同号を同条第七号とし、同条第十一号中「蓄膿症」を「副鼻腔炎、鼻咽腔炎、鼻中隔弯曲」に、「扁桃腺肥大」を「扁桃肥大、扁桃炎、音声言語異常」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十二号を同条第九号とし、同条第十三号中「歯」の下に「及び口腔」を加え

きれいな  
水で  
泳ごう！

プールの殺菌・消毒に

**日曹ハイクロニ**

錠剤・顆粒剤



日本曹達

サッと溶ける顆粒剤と、持続性の錠剤の併用により、有効で経済的な殺菌消毒ができます。

「その他の歯疾について検査し、不正咬合についても注意する」を「歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十四号を同条第十一号とする。

第三条第一項中「四月に行う」を「六月三十日までに行なう」に改め、ただし書を削る。

第四条第一項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

#### 九 心臓の疾病及び異常の有無

#### 十 尿 腎

第四条第一項第七号を同項第八項第八号とし、同項第六号中「歯」の下に「及び口腔」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「眼疾」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「色覚」に改め、同号の次に次の二号を加える。

#### 五 眼の疾病及び異常の有無

第四条第三項を次のように改める。

3 小学校及び学校、聾学校及び養護小学校の小学部を含む。以下この項及び次項、第五条第七項及び第八項、第八条の二並びに第二号様式及び第三号様式において同じ。)、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この項及び次項並びに第二号様式及び第三号様式において同じ。)、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中高等部を含む。以下同じ。)及び次項並びに第二号様式及び第三号様式において同じ。)及び高等専門学校における第一項第四号に掲げるものの(視力を除く。)の検査は、小学校にあっては第一学年及び第四学年、中学校及び高等学校にあっては第一学年高等専門学校にあっては第一学年及び第四学年におい

て、それぞれ行なうものとする。

第四条に次の二項を加える。

4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第二学年、第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第十号に掲げるものを、中学校、高等学校及び高等専門学校においては第十一号に掲げるものを、大学においては第一号、第三号、第四号、第七号第十号及び第十一号に掲げるもの(第一号にあっては、胸囲及び座高に限る。)を、それぞれ検査の項目から除くことができる。

第五条第一項中「第五項」を「第十一項」に、「第十四号」を「第十一号」に改める。

第五条第五項中「第八号」を「第十一号」に、「行う」を「行なう」に改め、同項を同条第十項とし、同項の前に次の二項を加える。

8 前条第一項第九条の心臓の疾病及び異常の有無は臨床医学的検査その他の検査によって検査するものとし、特に小学校の第一学年においては、エックス線間接撮影をあわせて行なうものとする。

9 前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白等について試験紙法により検査する。

(本稿は引き続き次号に掲載いたします)

### 学校保健法施行令の一部を

### 改正する政令要綱

1 就学時の健康診断における検査の項目から身長及び体重を除く等、検査の項目を整備すること。

(次頁へつづく)

学校保健活動の推進にカワイのビタミンAD剤

**カワイ肝油ドロップ**



製造発売元 河合製薬株式会社

東京都中野区新井2丁目51-8



## ●女子生理教育用カラースライド

日本学校保健会監修

カラーオートスライド (66カット・15分、録音テープ、台本、マニアルつき)

「いつものあなたでいるために」

—月経の知識と正しい手当で—

■ 内容  
月経の仕組みとはたらきを中心に、月経時についての考え方や生活管理の方法をわかりやすくまとめてあります。

■ 無料でお貸しいたします。  
(実費にても頒布)

お申込みまた、使用上の詳細については、下記へ、お問合せ下さい。

東京都港区港南2-6-10三ツ矢ビル

株式会社 チャーム企画室  
TEL 03(474)2031



## (第二条関係)

- 二 その他規定の整備をすること。 (第七条関係)  
 三 この政令は、公布の日から施行すること。  
 政令第138号

### 学校保健法施行令の一部を 改正する政令

内閣は、学校保健法（昭和33年法律第五十六号）第十条第二項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校保健法施行令（昭和33年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「、色神」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 四 眼の疾病及び異常の有無

第二条第五号中「眼疾、」を削り、同条第六号中「歯」の下に「及び口腔」を加える。

第七条第一号中「トラホーム」を「トラコーマ」に改め、同条第四号中「<sup>のう</sup>蓄膿症（慢性副鼻腔炎に限る。）」を「慢性副鼻腔炎」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和48・5・17)

#### 理 由

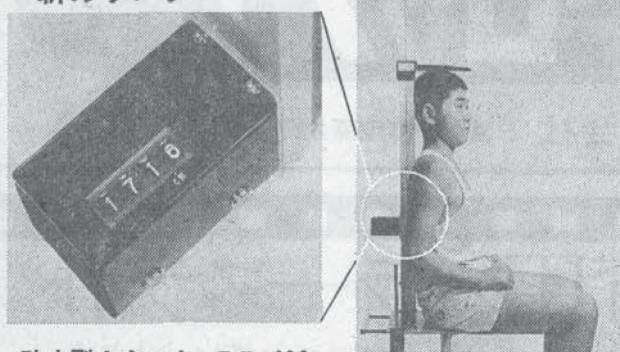
就学時の健康診断の実態に照らし、その合理化を図るため、就学時の健康診断における検査の項目を整備する等の必要があるからである。

(この稿おわり)

## 目盛りのない身長計・座高計

### デジタル

#### 新カウンター



改良型カウンターRD-400

#### ★ 特許出願

P A · P 0 4 7 2 6 5

総発売元 ヘルス商事株式会社

本社/福岡市博多区博多駅前1-11-14 TEL092(41)8061(代表)  
 東京支店/東京都品川区南大井6-3-8 TEL03(764)0215(代表)

製造元 遠藤電子工業株式会社

東京営業所/東京都品川区南大井6-3-8 TEL03(764)0253

## 本会ニュース

### 特別委員会

昭和48年度から、保育審の答申に基づく、国の学校保健センター的機能をもって、本会活動の画期的な進展を期し、全国学校保健関係者の期待に答えたいとはりきっております。次のような特別委員会が行なわれて着々と事業がすみめられています。

- 4月25日(木) 午後4:00 常務理事会  
 5月10日(木) 午後2:30 第一回企画運営委員会  
 5月25日(金) 午後2:30 理事会  
 6月1日(金) 午後2:00 第二回企画運営委員会

## 編集後記

◎新年度を迎えて、会報は逐次面目を一新して参りたいと思います。本号ではその一端を示しました。今後ともご愛読をお願いいたします。

◎「会報」の内容を一層親しみのあるものにしていきたいと思います。地方色豊かな各地のニュースをお寄せください。

◎本年度の全国学校保健大会は、9月29日(土)~10月10日(月)、富山市で開催されます。奮ってご参加くださいますように、編集子からもお願ひします。

◎太陽の輝きも、だんだんきびしくなって参りました。益々ご健勝のほどをお祈りいたします。



日本学校保健会推薦品

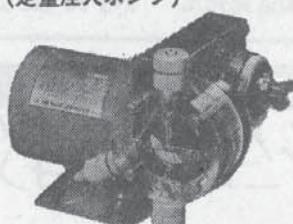
### Nフィーダー

塩素滅菌機として

始めて日本学校保健会推薦品

となりました

(定量注入ポンプ)



定量性・耐久性ともすぐれ保守管理はだれにでも容易にできます。

学校のプール  
 ・飲水の塩素滅菌  
 にご利用下さい。

## 日本フィーダー工業株式会社

大阪事業本部 大阪市西区土佐堀船町23 大阪商工ビル TEL(06)441-5181  
 東京支店 東京都練馬区北町2丁目24番3号 八光ビル TEL(03)931-5361  
 本社・工場 兵庫県朝来郡生野町1999 TEL(0796)699-331